

◆国税の種類

所得税及び復興特別所得税	個人の所得に対してかかる税金です。
法人税及び地方法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかる税金です。
相続税	亡くなった人から相続や遺贈によって財産を取得したときにかかる税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにかかる税金です。
消費税	商品・製品の販売やサービスの提供などにかかる税金です。
酒税	清酒、ウイスキー、ビールなどにかかる税金（製造場から出荷するときに課税）です。
揮発油税及び地方揮発油税	自動車用のガソリンなどにかかる税金（製造場から出荷するときに課税）です。
その他	航空機燃料税、自動車重量税、印紙税、登録免許税、たばこ税、たばこ特別税など

税について調べる（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）

【チャットボット】

チャットボット（ふたば）はA I（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。個人の方の国税に関する相談についてご利用ください。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談です。よくあるご質問に対する答えを探することができます。

税務署の代表電話は自動音声により案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

●国税に関する一般的なご相談は「1」

●税務署からの照会やお尋ねは「2」

豊橋税務署 〒440-8504 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎

代表電話番号 0532-52-6201



自宅やオフィスなどの
パソコンから申告・納税
e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax
国税電子申告・納税システム

◆県税の種類

県民税	県内に住所、事務所等がある個人・法人にかかる税金で、均等割と所得割（個人）・法人税割（法人）があります。 また、個人については金融機関等を通じて納める利子割、配当割、株式等譲渡所得割があります。
事業税	個人・法人ともに事業を営んでいるときにその所得金額又は収入金額に対してかかる税金です。外形標準課税対象法人については、所得金額又は収入金額に加え、付加価値額及び資本金等の額に対してかかります。
不動産取得税	土地や建物を取得した時、その不動産を取得した人にかかる税金です。
自動車税環境性能割	自動車を取得した時にかかる税金です。（注1）
自動車税種別割	県内に定置場のある自動車を所有している人にかかる税金です。（注2）
鉱区税	鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）をもっている人にかかる税金です。
狩猟税	狩猟者の登録を受ける時にかかる税金で、その額は狩猟免許の種類によります。
固定資産税	市町村でかかる固定資産税のうち一定の額を超えるもの（大規模の償却資産）にかかる税金です。
地方消費税	商品の販売やサービスの提供などにかかる税金です。（国税の消費税とあわせてかかります。）
県たばこ税	卸売業者などが、小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかる税金です。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した時にかかる税金で、ゴルフ場の経営者を通じて納める税金です。
軽油引取税	バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りなどにかかる税金です。
産業廃棄物税	排出事業者などが最終処分場に産業廃棄物を搬入するときにかかる税金です。

（注1）消費税率10%への引き上げにあわせて、令和元年10月1日に自動車取得税は廃止され、「自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割」が導入されました。

（注2）令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げにあわせて、自動車税の名称は「自動車税種別割」となり、令和元年10月1日以降に新車新規登録のあった自家用乗用車及びキャンピング車の税率が引き下げられました。

県税についての情報は「愛知県総務局財務部税務課」のホームページにも公開しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000026124.html>

これら県税についてのお問い合わせは愛知県東三河県税事務所まで

住所 〒440-8528 豊橋市八町通5-4 東三河県庁（東三河総合庁舎）

電話 0532-54-5111（代表）

※ただし、「ゴルフ場利用税」「軽油引取税」「産業廃棄物税」は

愛知県西三河県税事務所 安城問税課 電話 0566-76-2102、

「自動車税環境性能割」は名古屋東部県税事務所自動車審査課 電話 052-953-7865、

「県民税の利子割」「県民税の配当割」「県民税の株式等譲渡所得割」は

名古屋東部県税事務所課税第一課 電話 052-953-7663 まで